

令和8年4月

令和8年度農地利用集積円滑化事業賃貸借料金の算定について

公益財団法人滑川市農業公社

令和8年度分の農地の賃貸借料金は、利用権を設定された書類のとおり滑川市農業委員会が定める農地参考賃借料に準じ、水稻作を基準(転作相当分を除く)として算定しています。

年度	転作率
令和8年度	35.4%
令和7年度	39.3%

※賃貸借料金は、一筆毎の耕作面積に乗じて計算しています。

※耕作面積が登記面積を上回っている場合は、登記面積を基本とします。

<賃貸借料の計算例>

○山加積地区の場合 耕作面積 10a 転作率 35.4% 農地参考賃借料 1,000円

転作率 参考賃借料 転作相当分控除額
35.4% × 1,000円 = 354円

参考賃借料 転作相当分控除額 賃貸借料金 (10/a当たり精算単価)
1,000円 - 354円 = 646円

令和8年度 地区別賃貸借料金単価

単位: kg、円

地区名	基準収量 (kg)	①参考賃借料 (10a/円)	② 転作相当分控除 (①×35.4%)	③ 賃貸借料金 (①-②)	(参考) 令和7年度			
					基準 収量	参考賃 借料	転作相当 分控除	賃貸借 料金
山加積	480	1,000	△ 354	646	480	1,000	△ 393	607
中加積	490	2,000	△ 708	1,292	490	2,000	△ 786	1,214
西加積	500	4,000	△ 1,416	2,584	500	4,000	△ 1,572	2,428
浜加積	500	4,000	△ 1,416	2,584	500	4,000	△ 1,572	2,428
東加積	490	2,000	△ 708	1,292	490	2,000	△ 786	1,214
早月加積	500	4,000	△ 1,416	2,584	500	4,000	△ 1,572	2,428
北加積	500	4,000	△ 1,416	2,584	500	4,000	△ 1,572	2,428

1. 公社が徴収させていただきます事務等手数料は、下記のとおりです。

(1) 公社が所有者に支払う賃借料の 1.0%

(2) 公社が耕作者から受取る賃貸料の 1.0%

※平成21年6月1日以降、利用権設定された契約から適用しています。

2. 賃貸借料金の振込み等に必要な手数料は、所有者及び耕作者にご負担いただきます。